平成28年5月1日

保守点検および不測の故障による修理等の経費のユーザー負担は、以下のとおりとする。

- 1. 原則として各装置毎の予算(使用料金積み立てなど)で対応する。
- 2. 上記で対応できない場合には、以下のとおりユーザー負担を求める。
- 1) ユーザーは以下のように区分される
 - A-1: 当該装置の故障前までのユーザー (過去2年以内) で、かつ今後も使用を希望するユーザー
 - A-2: 当該装置の故障前までのユーザー(過去2年以内)で、今後は使用しないユーザー
 - B-1:これまでは使用していないが今後に使用予定があるユーザー
 - B-2:特に使用予定はないが実験室維持に協力を申し出るユーザー
- 2) 修理費は以下のとおりで負担する。
 - ア) 総額の50%をA-1とA-2で負担
 - イ) 総額の残り 50%を A-1、B-1 および B-2 で負担

但し、ア) の A-1 と A-2 のユーザーの負担割合は 2 年間の総使用時間で分配する。 また、イ) の B-2 のユーザーの負担割合は関係者で相談の上、決める。

備考:

- 1. ユーザーを過去2年間としたのは、定期点検を2~3年で行っているので、定期点検毎に責任ユーザーをリセットすべきとの考えに基づく。
- 2. 全てのユーザーはこの原則を了解した上で装置を利用しなければならない。

附則

1. この原則は、平成28年5月1日から施行する。